



# DVのお悩み、ひとりで抱えていませんか？

## DV相談ナビ+（プラス）が開設されました

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、外出自粛や休業などが行われている中、生活不安・ストレスが引き起こす配偶者などからの暴力（DV）の増加や深刻化が懸念されています。

内閣府では24時間通話無料の相談窓口【DV相談+（プラス）】を開設しました。同行支援・保護・緊急の宿泊提供について対応されています。

DV 相談+（24時間電話相談） DV 相談プラス **検索**

フリーダイヤル つなぐ はやく  
0120 - 279 - 889

また、24時間対応のメール相談、チャット相談窓口も開設されています。

相談フォーム▶



配偶者やパートナーから受けているさまざまな暴力（DV）について、専門の相談員と一緒に考えてくれます。

「これってDVかな？」「暴力を振るわれている」「今すぐパートナーから逃げたいけどどうしたらいいの？」「自分だけでなく子どもたちのことも心配」など、お気軽にご相談ください。

なお、従来からの【DV相談ナビ☎0570-0-55210】でも相談を受け付けています。こちらは最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。お急ぎの相談については、こちらにご連絡ください。

また、緊急の場合にはためらわずに110番通報をしてください。



## 6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」です

令和2年度のキャッチフレーズは『そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。』『ワクワク・ライフ・バランス』です。

自分らしい人生を実現するために、時間の使い方、その後押しの仕方を考えてみましょう。



### 問い合わせ

企画課

男女共同参画担当（名寄庁舎3階）

☎01654③2111（内線3313）

✉ny-mwkyodo@city.nayoro.lg.jp

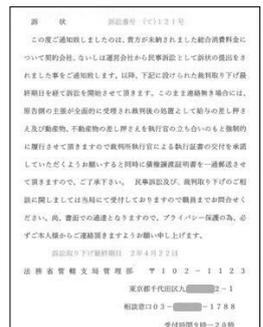
## 「法務省管轄支局 管理部」から届く封書に注意！

## 名寄市 消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター☎01654②3575



「法務省管轄支局管理部」から84円切手が貼られた茶封書が届いた。「訴状」と書かれた書面には、「未納された総合消費料金について訴状が提出された」「訴訟取り下げ最終期日を経て裁判開始」「連絡しないと給与、動産・不動産を差し押さえる」などと書いてあるが、全く心当たりはない。相談窓口の電話番号が書いてあるが、連絡はしていない。情報提供する。（市内80代女性）



- ◆全国的に不審な封書が届いたとの相談が寄せられています。
- ◆「法務省管轄支局 管理部」などの名称で送付されますが、法務省には「管轄支局」という組織は存在せず、法務省をかたった架空請求です。
- ◆取り下げ期日の迫った書類が届きますが、慌てて書面に記載している電話番号に連絡しないでください。もし連絡すると、相手に電話番号が知られてしまい、さまざまな名目でお金を要求されます。
- ◆このような封書が届いても慌てないでください。心配なときは、消費生活センターや名寄警察署（☎01654②0110）に相談してください。



困ったときは消費生活センターに相談ください。